

家庭ごみの正しい分け方・出し方

ごみについての連絡先

詳しくは下記までご連絡下さい。
南風原町役場・住民環境課
☎ 889-1797

あさ8時までに出して下さい。

ごみ収集車が休みの日について

- もやすごみ、もやさないごみ、有害・危険ごみ、粗大ごみの収集が休みの日 ★年始(1月1日～3日まで) ★毎週土・日★勤労感謝の日(11月23日)
- 資源ごみの収集が休みの日 ★年末年始(12月30日～1月3日まで) ★毎週土・日★勤労感謝の日(11月23日)
- 災害(台風)などで、ごみ収集できない場合があります。台風の時はごみを出さないでください。※上記以外の祝日は収集しています。(ただし土・日は休みます。)

～守ろう!ごみの出し方三原則～

- (下記のことを守らない場合、収集しない場合があります)
- きまったごみ** 分別して決められた方法
 - きまった日時** 夜から出さず、指定日の朝8:00までに
 - きまった場所** 他の場所には出さない

※裏面の地域別ごみ収集曜日一覧をご覧の上、に曜日を記入して下さい。

資源物

紙・布類

新聞紙・チラシ
種類別にヒモでしばってください。※できるだけ紙ひもを使いましょう。袋には入れないでください。
※新聞紙とチラシは混ぜて出せません。

ダンボール
※テープ・ホッチキスは外す

紙パック
※牛乳パック等は、洗って切り開いて、ヒモで十文字にしばってください。

雑がみ・本類
雑がみは、ビニールなどをふき、雑がみだけをしばって出す。または、本などにはさんで、しばって出してください。
※プリント用紙・紙箱

古着類
・古着(下着以外)
※下着類・毛布・カーテン等は(指定のごみ袋に入れて)もやすごみへ
・よれ、破れ、濡れている場合はもやすごみへ

紙・布は雨の日には出さないで! 紙・布は濡れるとリサイクルできません。

●雑がみ
学校のプリント類、お菓子の空き箱、厚紙、ティッシュ箱(ビニール部分を取る)、窓付き封筒(セロハン部分を切り取る)、封筒、包装紙、紙袋なども出せます。(雑がみは本類にはさみ等して出してください)

●資源化できない紙類→もやすごみ
・ビニールコート紙
・紙コップなどのワックス加工品、防水加工紙
・カーボン紙、ノンカーボン紙、油紙、写真、感熱紙(ファックス用紙)

●濡らしてしまった場合はしっかりと乾かした後、出してください。
●見られにくい内容が記入されている部分やこれらに該当する場合は、事前に町民環境課へお問い合わせください。

かん・びん

かん
種類ごとにかごに入れて出して下さい。
※スプレーノズルは外して「もやすごみ」へ出してください。※金属キャップは「もやさないごみ」へ
アルミ缶・スチール缶
缶詰の缶・スプレー缶(穴はあけない)
おかし缶・ペンキの缶
※スプレー・カセットボンベ缶は中身を必ず使い切ってください。

びん

びん
種類ごとにかごに入れて出して下さい。
※金属キャップは「もやさないごみ」へ
化粧品びんなどすべてリサイクルが可能です。中の異物は取り除いてください。割れびん・板ガラスは危険ごみへ。
※陶磁器・ガラス製のコップ等は「もやさないごみ」へ。

ペットボトル

ペットボトル
種類ごとにかごに入れて出して下さい。
※プラスチック製キャップは「もやすごみ」へ
※ラベルはがして「もやすごみ」へ
PET
※このマークが目印で、主に飲料用が対象です。
※たばこなどの異物が入っているとリサイクルできません。

廃食用油

廃食用油
天ぷら油(植物油)
化粧品びんなどすべてリサイクルが可能です。中の異物は取り除いてください。割れびん・板ガラスは危険ごみへ。
※陶磁器・ガラス製のコップ等は「もやさないごみ」へ。

正しい出し方

- 種類ごとに分けて出して下さい。
- かご等に入れて出して下さい。

●びん・ペットボトルはキャップやラベルを必ずはずしてください。
●かん・びん・ペットボトルは中を軽くすいてください。
●ペットボトルはできるだけつぶしてください。

●袋(レジ袋等)では出さないで下さい。

草木類

草木類
その月の第1・3・5水曜日
●草木以外(ごみ等)は入れない!
●土はおとして入れてください。
●お花・落ち葉・草
1m程度
20cm程度
しばるか透明袋で出して下さい。

出す量 6袋か6束まで!
●多量に出る場合は日を分けて下さい
●一度に処理したい時は自己搬入(右記参照)
●袋の大きさはごみ袋(45ℓ)のサイズまで

出す場所
通常の家庭ごみを出す場所です。空き地やお墓などの前は収集できません。

出せないもの
木材、ベニヤ板、角材などはベンキや防汚剤などが塗られているものがあり、それらは堆肥にリサイクルできません。「もやすごみ」か「そだごみ」で出して下さい。

自己搬入 多量の草木の処理方法

処理方法
●搬入前に住民環境課へ電話申し込みが必要。草木が出た住所・氏名・電話番号・車種番号・搬入日時を確認します。草木以外のヒモや袋は持ち帰り下さい。
●車を自分で準備し、町の指定する場所へ搬入して下さい。
※事業活動に伴って排出される草木等は受け入れできません。
※空き地やお墓などの住居外で出された草木は、町では収集できません。
お問い合わせ先: 住民環境課 ☎889-1797

もやすごみ

その月の第1・3・5水曜日

もやすごみ

口は必ずしばって下さい。
●指定ごみ袋で出してください。
●1度に出せるごみの量は4袋以内
●古着類(下着以外)は、資源物として出してください。
●生ごみは水をよくきりましょう

生ゴミ
●CD
●コード
●プラスチック製・木製ハンガー

プラスチック類
●ゴム・皮革
●毛布など
●化粧類
●下着類

紙くず等
●カーボン紙
●感熱紙
●紙おむつ
●汚物はトイレに流す
●衛生用品
●ペットの砂
●発泡スチロール

ごみ袋の正しい結び方

●良い例 両端の取手が結ばれています。
●悪い例 両端の取手が結ばれていません。

もやさないごみ

その月の第2・4水曜日

もやさないごみ

口は必ずしばって下さい。
●指定ごみ袋で出してください。
●1度に出せるごみの量は4袋以内
●傘(布・ビニール部分はもやすごみへ)
●扇風機
●なべ・フライパンなど

金属 金属を含む混合物
●ドライヤー
●陶磁器
●小型電化製品
●ガラス製品
●その他

陶磁器
●小型電化製品
●ガラス製品
●その他

小型電化製品
●ガラス製品
●その他

その他
●爆発性のあるもの
●カセットボンベ缶(カセットコンロ用)、スプレー缶→使い切って資源物として「かん」の日に出す。
●ライター→ゆうがいきごみ
施設・収集車の破損や、作業員の命に係わる事故の原因となります。

ゆうがいきごみ

その月の第2・4水曜日

ゆうがいきごみ

口は必ずしばって下さい。
●透明・半透明な袋で出してください。(中身が確認できる程度)
●蛍光灯(包み箱に入れて)
※白熱灯は「もやさないごみ」

蛍光灯・電球等
●割れガラス
●割れた陶磁器
●水銀体温計

きけんごみ
●カミソリ・カッター・刃物など

ライター
●ライター類

乾電池
(マンガン電池・アルカリ)
●危険
※透明な袋に小分けして下さい。

正しい出し方
※ケガをする恐れがあるものは紙などに包んで「キケン」と表示し透明な袋に入れて出してください。
※ライターは、さらに透明な袋に小分けして透明(中が確認できる)な袋で出して下さい。

粗大ごみ

予約必要 水・金曜日

粗大ごみ

家庭で使用していたもので、指定ごみ袋に入らないもの
※予約が必要です!
まずはお電話ください
住民環境課
電話: 889-1797

スプリング入り製品
●マットレス(処理券2,400円分)
●ベッドのフレームは別途そだごみ処理券が必要です。
●コイルスプリング WWWW
●S字スプリング UUUUU

家具・寝具類
●イス
●カーペット・ラグ
●マットレス
●布団
●テーブル・机

角材・板切れ
●1m程度、20kg以内に束ねてください。
●20kg以内に束ねてください。

金属・パイプ
●パイプ
●ブラインド
●ものほしごみなど

その他
●自転車
●電子レンジ
●電子ピアノ
●ガスコンロ(ガスボンベは抜き)
●エアコン
●冷蔵庫
●洗濯機
●掃除機
●ノートパソコン
●デスクトップパソコン
※デスクトップ型パソコンは、本体・ディスプレイの単体でもリサイクルの対象となります。

町では収集しないごみ(ごみ処理施設へ持ち込み(自己搬入)できます。(有料))

搬入する際は事前に連絡を入れて、分別をして持ち込んでください。
電話受付時間(平日のみ) 午前9時～12時 午後1時～4時
処分手数料がかかります。(持ち込む際は、指定ごみ袋・そだごみ処理券は使用しないで下さい。)
お問い合わせ先: 那覇・南風原クリーンセンター ☎050-3529-5300

一時多量ごみ
●引越し等に伴う一時多量ごみ
●自宅から出される多量ごみ

空き地・墓地等の清掃に伴うごみ
●空き地や墓地等の清掃に伴うごみは自己処理してください。
●草木類は住民環境課へ問い合わせください。

リフォームに伴うごみ・事業所ごみ
●持ち込む前に確認が必要です。
お問い合わせ先: 住民環境課 ☎889-1797

リサイクル法により定められたもの

【家電4品目】販売店へ問合せください。
●ブラウン管テレビ
●エアコン
●冷蔵庫
●洗濯機
●薄型テレビ(液晶型、プラズマテレビ)を含む。
●乾燥機
●衣類乾燥機を含む。

【パソコン】各メーカーへ問合せください。
●デスクトップパソコン
●ノートパソコン
※デスクトップ型パソコンは、本体・ディスプレイの単体でもリサイクルの対象となります。

ごみ処理施設に搬入できないごみ(町では収集・処分できません)…処理事業者へ(電話帳参照)

買ったところに引き取ってもらうか、専門の処理事業者に処分して下さい。(有料)

適正処理困難一般廃棄物
●タイヤ・バッテリー
●オートバイ
●浄化槽
●看板
●化学薬品
●自動車及び部品等
●タンク
●火薬類
●ガスボンベ
●染料
●廃油
●ピアノ
●消火器
●ボクタン型電池・充電式電池
●農薬
●その他

自然物
土・石・砂は自然物です。ごみとして町で収集することができません。